

日本財政学会第40回大会

重 森 暁

日本財政学会第40回大会は、1983年10月22日・23日に、杜の都仙台の東北大学で行なわれた。実り多い大会であったと思う。大学構内や青葉通りなど仙台の街の緑は深く、蔵王に早い積雪の知らせ、作並温泉の全山紅葉、松島の海の寒風など、陸奥の秋冷の急なことには驚かされた。だが、なによりも、大会を準備された吉田震太郎先生をはじめとする東北大学の方々、仙台・東北の人々の人情厚いもてなしにあって、終始心豊かに過ごすことができたのは幸いであった。

以下、大会のなかで印象に残ったことを二、三書き記して報告にかえることにしたい。私が参加できた範囲での、きわめて主観的なものになることはお許し願いたい。

I

第1日の午前中には、B分科会（日本財政関係）に参加した。ここでは、千葉 稔・石田隆造・佐藤和義各氏による報告がおこなわれた。このうち、千葉氏の報告は「公料金原則の検討」であったが、後二者の報告はいずれも戦前日本の地方財政にかんするものである。石田氏は「1935年における日本の補助金」をとりあげ、佐藤氏は「地方分与税の意義」について論じた。

ここで私が痛感したことは、地方財政史の方法の困難なこと、未だ確立の域に遠いということであった。石田氏は1935年という特定の年度をとりあげてわが国の補助金の全体像を詳細に分析したが、これにたいしてはその前後の時期との関連は如何という質問が出された。佐藤氏

は地方分与税のわが国地方財政に与えた影響を克明に検討し、戦時国家独占資本主義にふさわしい地方財政調整制度としての地方分与税の意義を解明しようとした。これにたいしては、戦時国家独占資本主義の財政制度を解明するには、たんに地方分与税制度だけでなく、たとえばこの時期に重要な役割を果し始めた財政投融資の研究が欠かせないのではないかという指摘がなされた。このように、地方財政史における時期と対象の設定のむずかしさが、はからずも両報告にたいする討論を通じて明らかにされたのである。

われわれは何のために地方財政史を研究するのであろうか。その方法的視座についての明確な設定がなければ、たえず時期や対象についての不十分さが指摘されることになるであろう。地方財政史研究においてわれわれに求められることは「現代」への強烈な問題意識である。現代への視角の希薄な歴史研究は悪しき実証主義に墮する以外にはない。

II

第40回大会の共通論題の一つは政府間財政関係の国際比較であった。これにかんしては、林 健久（アメリカ）、石 弘光（カナダ）、大浦一郎（オーストラリア）、伊藤弘文（西ドイツ）、横尾邦夫（イタリア）、山崎栄一（フランス）6氏の報告が行なわれた。いずれも各国の制度的実態と問題点を伝えて、興味深く有意義であった。ただ、国際比較とはいえ、各国の制度紹介に多くが費されて、そこから一步踏みこんだ分析に乏しいという感は否めなかつ

た。これは報告者の責任というよりは、聴衆たる日本財政学会員全体の水準の問題というべきであろうが。

この共通論題にかんして討論者の野勢哲也氏は根本的かつ重要な問題を提起した。その一つは、集権化といい分権化というばあい、その指標が必ずしも明確でないということである。それは、① 歳入構造にかかわることなのか、② 歳出構造が問題なのか、③ 行政権限の配分が重要なのか、④ 課税自主権が決定的なのか、⑤ あるいはもっと広く地方自治や住民参加の実践が考慮されるべきなのか。これらの諸指標について報告者のあいだでの一致は必ずしも見られなかった。財政学の立場から集権化や分権化にかんする明確な概念規定がおこなわれるべきである。もっともその概念規定自体、複雑な各国の実態解明を通じて深化されるものではあろうが。

もう一つは、地方財政国際比較の意義は何かということである。それは、諸外国の考察によって、わが国に適用可能な教訓をひきだすことにあるのだろうか。しかし、そのばあい、国家形態と歴史的条件の異なる外国の事例を、ただちにわが国に適用することが妥当かどうかという疑問がすぐに生じてくる。たとえば、オーストラリアでは、連邦交付金委員会や各州交付金委員会という第三者機関によって、交付金の配分における公平が保障されていると報告された。だが、そのような第三者機関をわが国において設置することについては会場での意見は分かれた。というのも、わずか6州からなるオーストラリアではこの制度が有効だとしても、47都道府県を擁するわが国においてこのような制度が設けられるならば、地方間の意見調整に手間取りかえって混乱が生じるのではないかというのである。（だが、わが国においても、シャープ税制勧告によって設けられた「地方財政委員会」のような組織があったことを忘れてはならない。外国の教訓の導入といっても、それ

を正しく生かすためには、わが国における地方財政の歴史と実態についての深い洞察がなければならない。石 弘光氏は、「国際比較の意義は類型化にある」と言った。たしかに、素朴単純な教訓適用の以前に、客観的な分析にもとづく類型化の作業といったものが必要であろう。だが、類型化それ自体が究極の目標たりうるわけではなく、そこに現代資本主義における地方財政の一般的法則を発見し、その普遍性と個別性と特殊性を解明し、さらに諸国の内的な相互連関を明らかにすることこそ、われわれの方法的視座でなければならぬ。

Ⅲ

もう一つの共通論題は、「現代資本主義の財政政策」であった。これにかんしては、町田俊彦（西ドイツ）、二宮厚美（日本——危機管理論を中心に）、宮本憲一（アメリカ）の3氏による報告が行なわれた。

なかでも、宮本憲一氏の次のような指摘は注目を惹いた。

「現代財政の危機（ストレス）は、単なる一時的現象ではなく、素材面（生産力とそれを取りまく自然・社会環境）の変化に資本主義体制が対応することが困難となり、それが財政危機（ストレス）を生み、国家観の変化をみちびいているのではないか」。

このように氏は、産業構造の変化にたいする税収構造のズレ、経済の国際化にたいする財政の国際化の立ち遅れ、大都市衰退への財政的対応の失敗などを挙げながら、今日の先進資本主義諸国は国家独占資本主義を超えるなんらかの新しいシステムに移行しつつあるのではないかという、大胆な仮説を提起した。その際、福祉国家を前提としつつ移行を遂げようとしているスウェーデン・西ドイツなどと、福祉国家を放棄しようとしているイギリス・合衆国・日本などの2類型がみられると。エネルギー構造や技術構造などの根本的転換をベースとして、今や

構造的転換を遂げつつある現代資本主義の全面的解明がまたれるところである。

また、二宮厚美氏は、経済危機、国際関係危機、財政危機というトリレンマのなかで登場してくる危機管理財政にかんして鋭い分析をくわえ、それがたんなる歳出削減にとどまらず、財政危機を抑制しつつ、他方で危機管理から生まれる財政需要の膨張にこたえていくことに、その本質があると指摘した。その際、ポスト・ケインジアン論争とかかわって、ネオ・リベリズムとネオ・コーポラティズムがある意味で相互補完的役割を果たしている、と氏が述べたことにたいして、若干の質疑応答がかわされた。それは、専らネオ・コーポラティズムという概念の理解にかかわることであった。

最後に、印象に残ったのは、「納税者主権か財政権か」をめぐる論議である。宮本憲一氏は、報告のなかで、たとえば合衆国におけるプロポジション13の運動に示されるように、今日の反税闘争（tax revolt）は高額所得者あるいは上級中産階級の運動であって、かつて市民革命において「納税者主権」という思想が果たしたような進歩的役割をもつとはいえないと主張した。これにたいして、会場から次のような質問が出された。

「財政民主主義を実現するという立場からすると、現代においても納税者主権の確立は重要な課題ではないか。とくに、わが国のように納税者主権の思想と制度がきわめて脆弱なところでは、その積極的意義がもっと強調されるべきではないか」と。

これに答えて、宮本憲一氏は、「今日では、基本的人権という立場から、納税者主権というよりも、非納税者をふくむ全ての国民の財政権という概念がうちだされるべきである。租税を支払わない労働者も剰余価値を生みだしているのであるから、財政活動に参加する権利をもつのである」と主張した。ここで納税者主権にかかわるものとして財政権という概念がうちださ

れ、その根拠として2つの事柄、すなわち、全ての国民は基本的人権の一環としての財政権を有するということと、労働者は剰余価値を生産するがゆえに財政権をもつということとが言われたわけである。

これは私にとってはきわめて新鮮な問題提起であった（宮本憲一「国民の財政権をもとめて——財政法学会に期待するもの」『法律時報』55巻6号所収を参照）。納税者主権にかかわるものとしての財政権概念には、たしかに納税者主権概念以上の広さと深さがある。今日、納税者主権というばあい、それはたんに租税の課税・徴収のみならず、その配分・執行の局面においても発揮されなければならないことはいうまでもない。さらに、それは、たんに狭義の租税だけではなく、社会保障負担や公共料金などの公共的負担の全体にもおよばされなくてはならない。（このような観点は北野弘久氏にも見られる。北野弘久『納税者の権利』岩波新書、1981年、などを参照）。その意味では、納税者主権より財政権のほうがより包括的概念であるといえよう。さらに、剰余価値を生産する労働者がその果実の分配過程に参加する権利をもつということを、財政権概念を媒介として企業から国家にまで及ぼすならば、そこには財政民主主義をこえて社会的所有実現の問題が浮かびあがってくる。それだけ財政権概念には本質的深さがある。しかし、逆にいえば、社会的所有実現後の財政民主主義をいかに保障するかという問題が新たに問われることにもなるであろう。

いずれにせよ、財政民主主義論の根幹にかかわる問題として、今後十分な検討が必要である。

（1983年12月30日）

（しげもり あきら 大阪経済大学）